

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、企業の社会的責任を全うすることを経営上の最重要課題と位置づけており、このことが、株主価値を高めるものと認識しております。

その実現のために、株主の皆様や取引先、地域社会、社員等との良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人など、法律上の機能制度の強化を図り、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めてまいります

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1-2-3]

当社の株主総会は、株主への正確な情報提供の観点から、最大限慎重に準備を進めるため、いわゆる集中日近くで開催しております。今後、株主との建設的な対話の充実の観点から、より適切な日程を検討してまいります。

[補充原則1-2-4]

当社の株主構成を勘案したときに、現在当社における機関投資家や海外投資家の株主比率は低い状況であり、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳は不要と考えております。ただし、今後はその比率の推移等を踏まえ、必要と判断した場合は議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知等の英訳を検討してまいります。

[補充原則1-2-5]

当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としているため、機関投資家等が信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことを認めておりません。

[原則1-3. 資本政策の基本的な方針]

当社は、資本政策に関する基本的な方針は定めておりませんが、ROE及びROAを重要な経営指標として、資本効率の最適化を目指しております。また、株主還元につきましても重要な課題であるとし、業績を勘案した配当を継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

[原則1-4. 政策保有株式]

当社は、安定かつ継続的な金融取引関係の維持など政策的な目的により株式を保有することとしております。当社は、適切な議決権行使が企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的な成長につながるものと考え、すべての政策保有株式について議決権を行使しております。現在、方針・基準等は定めていませんが、議決権行使に当たっては、投資先企業の状況を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断しております。

[原則2-6. 企業年金の資産オーナーとしての機能発揮]

企業年金の制度は実施しておらず、今後も採用の予定はありません。

[補充原則3-1-2]

当社の株主構成などを考慮して英文での開示は行っておりませんが、今後の株主構成の変化や議決権行使のトレンドなどを注視し、必要に応じて検討してまいります。

[補充原則3-2-1]

(1) 監査等委員及び監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査等委員会監査基準に定める評価基準に基づき、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務執行体制の適切性、会計監査の実施状況等の基準項目について評価を行っております。また担当部長・課長等の意見を聴取し、評価に反映しております。

(2) 監査等委員は、自らが、事業年度を通して、会計監査人から会計監査についての報告、聴取、監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認しております。

[補充原則4-1-2]

当社は、経営環境の変化が激しい中、株主・投資家の皆様に経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示として、長期的な経営戦略やビジョンを単年度毎の業績見通しとともに公表しておりますが、中期経営計画は現在公表しておりません。なお、取締役会は、中期経営計画を最終的に承認・決議するとともに、進捗状況や分析結果についての報告を受け、その妥当性に関する監視・監督機能を果たすことにより、中期計画の達成に向けた努力を行っております。

[補充原則4-2-1]

現在、自社株報酬など中長期的な業績と連動する報酬制度は導入しておりません。中長期のインセンティブを含む報酬制度について、採用する予定はありません。

[補充原則4-8-2]

社外取締役は中立の客観的見地から、各々の豊富な経験と高い見識に基づき当社の事業活動に助言・意見を述べる役割を担っており、「筆頭

独立社外取締役」を定めた場合、序列意識や筆頭者への依存意識を醸成する可能性があることから、「筆頭独立社外取締役」を定めないことといたします。

〔原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する事項を参考にし、知識・見識に基づき独立した監視・監督機能が發揮できることを基本として選任しております。現在、社外取締役3名については、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程の企業行動規範に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、3名全員独立役員として届出しております。

〔補充原則4-10-1〕

当社は、監査等委員会設置会社であります。現在独立社外取締役を3名選任しております、独立社外取締役3名を活用して適切な統治機能の確保を図っております。独立社外取締役は、現在取締役会においては7名中3名で半数に達しておりません。統治機能の更なる充実化を検討する際には、任意のしくみの活用についても考慮します。

〔補充原則4-11-3〕

取締役会の実効性の分析・評価については、2021年3月期を目途に実効性の分析方法及び評価項目を定める予定です。ただ、分析・評価と結果の概要開示については、開示の範囲・内容によっては社外秘にも関わることから、課題として認識しつつ慎重に検討してまいります。

〔補充原則4-14-2〕

取締役・監査等委員のトレーニング方針は、特に定めておりませんが、取締役・監査等委員がその機能を十分に果たすことを可能とするため、その就任の際、また就任後も必要に応じて必要な知識を習得できるよう、研修やセミナーへの参加を奨励し、その費用は会社が負担することとしております。また、社外取締役を迎えるに際して、現場見学を初め、当社が属する業界、当社の事業・財務・組織等についての説明会を行っております。

〔原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表〕

当社は、企業理念と企業ビジョンの実現に向け、2020年3月期（第29期）を到達年度とした中期経営計画を策定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大のため先行き不透明な状況にあるため現在において次期の中期経営計画は、作成できておりません。中期経営計画においては現在公表しておりませんが、今後公表することを検討してまいります。

〔コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示〕 更新

〔原則1-7. 関連当事者間の取引〕

当社が、関連当事者取引を行う場合には、当社取締役会にてその内容及び性質に応じた適切な手続きを実施し、有価証券報告書等に開示しております。また、当社の関係会社管理規程により、グループ間取引においては相互に不利益が生じないように定めており、その旨遵守しております。加えて、グループ会社役員に関しては、1年に1回、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行っております。

〔原則3-1. 情報開示の充実〕

(1) (会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画)

- 快適な居住空間の提供を通じて、広く社会に貢献する。
- 建築の専門家集団として「より良い家をより安く提供する」。
- 全社員の能力を最大限に発揮させ、健全経営を行なう。

(2) (コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針)

当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、企業の社会的責任を全うすることを経営上の最重要課題と位置づけており、このことが、株主価値を高めるものと認識しております。その実現のために、株主の皆様や取引先、地域社会、社員等との良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人など、法律上の機能制度の強化を図り、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めてまいります。

(3) (取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き)

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針は決定しておりません。取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の年額報酬については、固定報酬のみで、業績連動報酬は採用しておりません。株主総会の決議により定められた取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において決定いたします。

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の年額報酬は、代表取締役社長が取締役会に提案し協議のうえ取締役決議により決定し、各監査等委員である取締役の年額報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

代表取締役社長は、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の担当領域の規模・責任やグループ経営への影響の大きさに応じて取締役会に年額報酬額を提案いたしますが、その時期は新取締役(監査等委員である取締役を除く。)の就任時及び担当領域の規模・責任やグループ経営への影響の大きさに変化が生じたときに見直されます。

(4) (取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査等委員の指名を行うに当たっての方針と手続き)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者を指名するにあたっては、経験した部門の業務に精通しており、人格・識見に優れた人物を選定します。

監査等委員である取締役候補者を指名するにあたっては、経験・識見を総合的に判断し、人格に優れ、会社経営や当社の業務に精通した人物または専門分野に豊富な経験を有する人物を選定します。

社外取締役を指名するにあたっては、東京証券取引所が定める独立役員に関する事項を参考にし、独立した立場で取締役会での助言・監督を行うことができるとともに、それぞれの専門分野の経験が豊富で、人格・識見に優れた人物を選定します。

選定の手続きについては、代表取締役社長は、前記に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役候補者を指名し、監査等委員である取締役については監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会に候補を提案します。取締役会は、代表取締役社長の提案理由を踏まえて、各候補について審議し、候補者を決定いたします。

(5) (取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明)

(取締役(監査等委員である取締役を除く。))

(小島 一誠)

代表取締役社長の任務を通じて、当社の事業活動に関して豊富な経験と知識を有しております。1998年6月から当社取締役として、職務を適切に遂行しています。

(小島 誠)

非常勤取締役としての任務を通じて、当社の事業活動に関して豊富な経験と知識を有しております。2014年6月から当社取締役として、職務を適切に遂行しています。

(平岩 和人)

経営企画室長としての任務を通じて、当社の事業活動に関して豊富な経験と知識を有しております。2015年6月から当社取締役として、職務を適切に遂行しています。

<古城 敏夫>

金融機関及び不動産会社での勤務を通じて、当社の事業活動に関して豊富な経験と知識を有しております。2019年6月より非常勤取締役として職務を適切に遂行しています。

<<監査等委員である取締役>>

(北村 健介)

2019年6月に常勤社外監査役として就任し、2020年6月より常勤監査等員である社外取締役に就任しました。金融機関出身であり、その知識・経験を当社の監査等に生かしていただいています。

(松本 俊昭)

2006年6月より社外監査役として就任し、2020年6月より監査等員である社外取締役に就任しました。会計事務所で培われたその知識・経験を当社の監査等に生かしていただいています。

(坂口 晃一)

2020年6月より監査等員である社外取締役に就任しました。建築設計事務所の経営を通じて豊富な経験と幅広い知見を当社の監査等に生かしていただいています。

[補充原則4-1-1]

当社は「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。それに基づき「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

[補充原則4-11-1]

取締役候補者については、取締役会における審議結果・提言を最大限尊重したうえで、役員に相応しい知識・経験・能力を有する人材の中から、取締役会の承認を経て、株主総会にて決定しております。また監査等委員である取締役候補者についても金融機関・会計事務所、建築設計事務所の経験者などの専門性を有した人物を候補としており、当社の事業・経営環境を理解し、幅広い見識・経験を基に当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言が期待できる人材を選任しております。

[補充原則4-11-2]

社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、開示しております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び常勤監査等委員である取締役は、業務に専念できる体制となっております。

[原則5-1. 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針]

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、経営状態や財務状況等について株主からの対話(面談)の申込みがあった場合は、合理的な範囲で対応するものとしております。

- (1) 株主との対話は経営企画を担当する取締役が主管し、合理的な範囲で当該取締役が対応いたします。
- (2) 経営企画室は、日常から管理部等他の部門と連携し、詳細かつ正確な情報提供が可能となるよう努めております。
- (3) 当社の事業内容に対する理解促進のため、ホームページでのIR情報の発信や事業報告書等の株主宛書類の送付等を行っております。
- (4) 対話において把握された株主の意見等は、必要に応じ経営陣に報告し、認識を共有しております。
- (5) 対話に際しては、株主の皆さまへの公平性を確保するため、内部情報管理規程に則り、インサイダー情報の漏えい防止に努めております

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社誠インベスト	670,800	33.34
株式会社誠リサーチ	160,000	7.95
株式会社ホームリサーチ	131,000	6.55
小島俊雄	120,000	5.96
小島一誠	104,000	5.16
株式会社不死鳥インベスト	70,000	3.47
誠建設工業社員持株会	54,400	2.70
小島朝子	48,000	2.38
水田真貴子	40,000	1.98
竹俊美	40,000	1.98

支配株主(親会社を除く)の有無

株式会社誠インベスト

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

(支配株主)

当社代表取締役社長小島一誠、その近親者、近親者等が議決権の過半数を所有する会社分を含めた場合、当社発行株式数の過半数を所有しておりますので、株式会社誠インベストは支配株主にあたります。

しかしながら、いずれとも現在重要な取引につきましては該当する事項はなく、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

<支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針>

当社と支配株主等との間の取引を行う場合については、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、少数株主の利益を害することのないように適切に対応致します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数 更新	11 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北村健介	他の会社の出身者											
松本俊昭	他の会社の出身者											
坂口晃一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北村健介	○	○	当社と北村氏の間には、人的関係、資本的関係、取引関係はありません。	金融機関での豊富な経験と幅広い知見を背景に、2019年6月より社外監査役として大局的な見地から監査を行っており、業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材であると判断し、常勤監査等委員である社外取締役及び独立役員に選定しております。

松本俊昭	○	○	当社と松本氏の間には、人的関係、資本的関係、取引関係はありません。また、松本氏は、株式会社ONE WORLDの取締役を兼務しておりますが、当社と当社との間には特別の関係はありません。	会計事務所で培われた知識・経験を背景に、2006年6月より社外監査役として大局的な見地から監査を行っており、業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材であると判断し、監査等委員である社外取締役及び独立役員に選定しております。
坂口晃一	○	○	当社と坂口氏の間には、人的関係、資本的関係、取引関係はありません。また、坂口氏は、坂口建築計画の代表者を兼務しておりますが、当社と当社との間には特別の関係はありません。	建築設計事務所の経営を通じて豊富な経験と幅広い知見を有しています。その専門性を生かし、業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材であると判断し、新たに監査等委員である社外取締役及び独立役員に選定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

更新

なし

現在の体制を採用している理由

更新

監査等委員会は、内部監査部門である経営企画室と連携して監査を実施するため、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は設置していません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

当社の社外取締役3名は、監査等委員である取締役であり、主に取締役会及び監査等委員会へ出席し、発言や決議への参加を通じて、監督又は監査の機能を果たしております。社外取締役へのサポート体制につきまして、情報伝達は、主として常勤の監査等委員である取締役が行っております。また、取締役会の開催に際し事前の説明や資料提供を必要とする場合には、取締役会の事務機関である経営企画室から資料等の提供を行っている他、各取締役及び担当部門からの情報伝達も行っております。

監査等委員会は、会計監査人による監査の結果に関する報告を受けるとともに、監査説明会を始めとする会計監査人との協議の場に出席し、必要に応じて意見を述べる等、適切な監査が実施されるために相互の意見や情報の交換を行っております。また、監査等委員会による監査において問題点等が発見された場合には、会計監査における専門家としての助言を会計監査人に求める等、連携できる体制を構築しております。

当社は社長直轄による内部監視部門として経営企画室を設置しておりますが、経営企画室による各部門への監査が実施される際には、監査等委員が同行して行われております。また内部監査に係る実施報告書等を監査等委員は随時閲覧し、報告を求めることができ、併せて監査等委員は必要に応じて内部監査室への助言を行っております。

これらにより内部監査部門と監査等委員会とは情報を共有し、有機的に連携できる体制を構築しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

更新

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役のインセンティブ付与につきましては、その効果並びに確定額の報酬とのバランス等を考慮して、慎重に検討しておりますが、現在のところ実施する予定はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

t

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針は決定しておりません。取締役(監査等委員である取締役を除く。) 及び監査等委員である取締役の年額報酬については、固定報酬のみで、業績連動報酬は採用しておりません。株主総会の決議により定められた取締役(監査等委員である取締役を除く。) 及び監査等委員である取締役それぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において決定いたします。

各取締役(監査等委員である取締役を除く。) の年額報酬は、代表取締役社長が取締役会に提案し協議のうえ取締役決議により決定し、各監査等委員である取締役の年額報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

代表取締役社長は、各取締役(監査等委員である取締役を除く。) の担当領域の規模・責任やグループ経営への影響の大きさに応じて取締役会に年額報酬額を提案いたしますが、その時期は新取締役(監査等委員である取締役を除く。) の就任時及び担当領域の規模・責任やグループ経営への影響の大きさに変化が生じたときに見直されます。

[社外取締役のサポート体制] 更新

常勤監査等委員(社外取締役) は、情報等を入手する都度及び3ヶ月毎に開催される監査等委員会で非常勤監査等委員(社外取締役) に対して伝達を行っております。取締役会における報告事項・決議事項等については、取締役会開催前に取締役全員に経営企画室から報告することとしており、重要事項については、担当部署から事前に説明を行う体制となっております。非常勤監査等委員へのサポートについては、常勤監査等委員及び経営企画室が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2020年6月25日開催の第29期定時株主総会決議により、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

当社における企業統治の体制は、次のとおりであります。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名(内社外取締役なし) 及び監査等委員である取締役3名(内社外取締役3名) で構成しております。毎月定例の取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する事項を決定するとともに、取締役の業務の執行状況を監督しております。また必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的に対応しております。

b. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員3名(常勤社外取締役1名、社外取締役2名) で構成され、監査等委員会規程に則り、取締役の経営意思決定及び職務執行に関して適正性を監査しております。また、年4回定期的に開催するコンプライアンス・リスク管理委員会に常勤社外監査等委員が出席し公正な立場から適宜意見を述べるほか、監査法人及び内部監査担当部署の監査に立会いし、監査の効率性を高めております。

c. コンプライアンス・リスク管理委員会

当社のコンプライアンス・リスク管理委員会は、社長を委員長、各部門長を委員として構成され、年4回定期的に開催しています。コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、リスク管理を適正に行いリスクに対応すること並びにコンプライアンス順守することに努めております。

d. 業務推進会議

当社の業務推進会議は、社長並びに部門長等で構成され、取締役会にて決定された伝達の必要な事項を報告するとともに、諸問題について討

議を行い、情報の共有化を図ることに努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2020年6月25日開催の第29期定時株主総会決議により、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である社外取締役3名に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能を強化し、企業価値の向上を目指すことから本体制を採用いたしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今年の株主総会は、2020年6月25日に開催いたしました。株主総会招集通知の法定発送期日は6月11日のところ6月1日に早期発送いたしました。また5月29日にお当社のホームページ並びに東証上場会社情報サービスの当社情報に掲載いたしました。今後とも早期発送に努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	今年は、2020年6月25日木曜日に開催いたしました。第二集中日での開催となりましたが、今後とも株主との建設的な対話の充実の観点からより適切な日程を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページの「IR情報」において、プレスリリース、決算ハイライト、決算情報（決算短信、四半期報告書、有価証券報告書、株主総会招集通知）を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1.職務執行の基本方針

当社企業グループは、次の経営理念を経営の基本方針とし、この経営理念に基づき業務運営の行動指針を定め、当社企業グループすべての役員及び従業員（社員、嘱託社員その他当社企業グループの業務に従事するすべてのものを言います。）が、職務を執行するにあたっての指針としております。

【経営理念】

- ① 快適な居住空間の提供を通じて、広く社会に貢献する。
- ② 建築の専門家集団として「より良い家をより安く提供する」。
- ③ 全社員の能力を最大限に発揮させ、健全経営を行なう。

【行動指針】

- ① 顧客第一主義に徹し、情熱をもって行動する。
- ② 法令、社内規程を遵守し、公明正大に行動する。
- ③ 安全で働きやすい職場環境をつくりあげる。
- ④ 自己の研鑽と後進の育成に努め、仕事のプロフェッショナルを目指す。
- ⑤ 環境の保全・調和に努め、豊かな街づくり、社会づくりに努める。

2.当社企業グループの取締役及び従業員の職務執行が法令並びに定款に適合することを確保するための体制

当社企業グループは、企業が永続的に存続及び発展するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しております。この認識のもと、当社企業グループの役員及び従業員が法令を遵守して、社会の構成員として求められる倫理観に基づいて行動し、社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

コンプライアンスについては、当社のコンプライアンス規程に基づき、経営企画室に相談・通報体制を設けており、指導については当社企業グループの役員、従業員に研修を通じて行います。別途、社長を委員長、各部門長を委員として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、役員、従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務運営にあたるよう研修を行います。

当社は、社長直轄の内部監査を定期に実施しており、当社企業グループの各部門の業務実態を把握し、業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、会社の組織・諸規程が適正・妥当であるかを調査・検証することにより、会社財産の保全並びに経営効率の向上に努め、監査結果を社長及び監査等委員会に報告しております。

また、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で対応し、反社会的勢力・団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備いたします。

さらに、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づいた財務報告に係る内部統制を整備および運用し、それを評価ならびに是正する体制を構築します。

3.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等は、法令及び文書管理規程等に基づき、定められた期間保存しております。

当該資料については、取締役は常時閲覧することができるものとします。

4.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社企業グループは、様々な損失の危険に対して、損失の危険を最小限に抑えるべく組織的な対応を行っております。現状は定期の会議において、当社企業グループのリスク管理に関する意見交換を行い、事前に適切な対応策を準備することに努めております。

リスク管理全体を統括する組織として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、有事においては、社長を本部長として「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとしております。

5.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況を監督しております。

取締役会の機能の効率化を向上させるため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、中長期の経営計画の立案、事業環境の変化への対応等、担当役員が計画・施策等を立案し、取締役会開催日までに常勤の取締役間において、協議して議案の精度を高めております。

また、取締役会の決定事項、方針等を従業員に周知徹底するため、社長及び各部門長が出席する業務推進会議を毎月開催しております。

6.当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社企業グループ（当社・子会社）においては、経営企画室及び監査等委員が定期的に監査を実施し、業務の適正を確保する体制を整備しております。なお、子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議等により適切な経営管理を行っております。

7.監査等委員会の職務を補助すべき従業員について

監査等委員会の職務を補助すべき従業員については、必要に応じて、監査スタッフを置くこととし、その人選については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が意見交換をすることとしております。

当該従業員の人事考課、異動などの決定には監査等委員会の事前の了解を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立してその職務にあたるものとします。

8.監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社企業グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社の監査等委員会に報告することとしております。

監査等委員会への報告を行なった通報者に対しては、当該報告を行なったことを理由として不利益な取り扱いを行なうことを禁止するものとします。

また、常勤監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行を把握するため、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）または担当部門長にその説明を求めることとしております。

監査等委員会の職務執行により生じる費用等については、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、請求により会社は速やかに支払うものとします。

なお、監査等委員会は、当社の会計監査人である監査法人から、会計監査内容について説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行うなど連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で対応し、反社会的勢力・団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備する事を2008年5月15日開催の取締役会で決議し、周知徹底を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備体制

・対応統括部署

管理課に反社会的勢力に関する情報を集約し、一元管理並びに対応する体制をとっております。

・外部専門機関との連携状況

当社は大阪府企業防衛連合協議会に加盟しており、協議会で開催される研修に積極的に参加し、情報収集を行っております。

また、所轄警察署、弁護士との連携を緊密に行ない指導・助言を受けております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 決定事項

当社では、重要な決定事項は毎月1回定期的に開催する取締役会において、決定しております。また、必要に応じ臨時の取締役会を開催し、迅速な決定を行っております。決定事実として開示が必要であるか否かは、株式会社東京証券取引所の「会社情報適時開示ガイドブック」に従って、情報取扱責任者である経営企画室長を中心に検討し、開示が必要な場合には外部への情報漏洩を防止したうえで、管理部管理課が迅速に開示を行います。取締役会は、2020年6月25日開催の第29期定時株主総会決議により、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことから、監査等委員である社外取締役3名も出席し、活発に意見を述べたうえで議決権を行使しております。また必要に応じて会計監査人や顧問弁護士等の専門家にアドバイスも受けております。

(2) 発生事実

重要な事実が発生した場合、重要事実を保有している各部門長及び子会社は、それら会社情報の適切な管理を採ったうえで、速やかに情報取扱責任者（経営企画室長）に報告します。

情報取扱責任者（経営企画室長）は、把握した当該事実について代表取締役社長に報告し、代表取締役社長の確認を受けて速やか開示を行います。決定事項と同じく、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士等の専門家にアドバイスも受けております。

(3) 決算情報

規程等で定める決算情報については管理部管理課で作成し、決算が取締役会で承認された後速やかに開示を行います。

(4) 開示方法

当社における重要な会社情報の開示については、TDnetへの登録による開示のほか当社ホームページへの開示情報の掲載によって行います。

